
7075. 通関士審査結果登録

業務コード	業務名
CCA	通関士審査結果登録

1. 業務概要

以下の申告手続き（以下、各申告という。）に先立ち、システムに登録されている各申告に係る事項登録情報において、通関士審査結果を登録する。

	申告種別	申告手続き
輸 入	I D C	輸入申告（I D C）
		シングルウィンドウ輸入申告（SWC）
		輸入申告変更（I D E）
	M W C	石油製品等移出（総保出）輸入申告（M W C）
		石油製品等移出（総保出）輸入申告変更（M W E）
	O T C	輸入申告（沖縄特免制度）（O T C）
		輸入申告変更（沖縄特免制度）（O T E）
	T K C	一括特例申告（T K C 0 1）
輸 出	E D C	輸出申告（E D C）
		輸出申告変更（E D E）
		輸出許可内容変更申請（E A C）
	U E C	別送品輸出申告（U E C）
		別送品輸出申告変更（U E E）
		別送品輸出許可内容変更申請（U A C）
	E E C	輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請（E E C）

（ ）はN A C C Sにおける業務コード

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②システムに通関士として登録されていること。
- ③申告前は、申告DBに登録されている申告（申請）等予定者と同一であること。または、申告（申請）等予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。
※申告（申請）等予定者が申告DBに登録されていない場合は、事項登録業務を行った入力者と同じであること。または、事項登録者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。
- ④航空輸出許可前は、輸出貨物情報DBに通関依頼先の利用者が指定されている場合は通関依頼先の利用者と同一であること。または、通関依頼先の利用者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。（申告種別に「E D C」「U E C」が入力された場合のみ。）
- ⑤海上輸出許可前は、貨物情報DBに登録されている申告予定者と同一であること。または、申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。（申告種別に「E D C」「U E C」が入力された場合のみ。）
- ⑥申告後は、変更事項登録業務を行った入力者と同じであること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 各申告DBチェック

入力された申告等番号について、以下のチェックを行う。

- ①入力された申告等番号が申告種別に対応した申告DBに存在すること。
- ②CCA業務にて、通関士審査が行われた旨の登録がされていないこと。
- ③申告等事項／申告等変更事項／許可内容変更申請事項の登録が完了していること。
- ④申告等／申告変更等／許可内容変更申請がされていないこと。
- ⑤搬入時申告の登録がされていないこと。
- ⑥開庁時申告の登録がされていないこと。

○：チェックを行う、空白：チェックを行わない

項番	申告種別	①	②	③	④	⑤	⑥
1	IDC	○	○	○	○	○	○
2	MWC	○	○	○	○		○
3	OTC	○	○	○	○		
4	TKC	○	○	○	○		
5	EDC	○	○	○	○	○	○
6	UEC	○	○	○	○	○	○
7	EEC	○	○	○	○		

- ⑦申告種別が「EEC」の場合、特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告でないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 各申告DB処理

処理結果及び通関士審査結果を各申告DBに登録する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者

7. 特記事項

なし。